テレホンガイド まち知る

音声とFAXで行政情報を紹介

にしのみやテレホンガイド「まち知るべ」は、市 役所への届け出や手続き方法、施設の利用方法、催 し情報などを24時間、音声やFAXで案内する システムです。電話・FAX番号は次のとおり。

情報メニューは「住民票の請求」や「健康診 断」、「施設ガイド」など全166項目です。音声案 内に従い、ダイヤルすることで知りたい情報を入 手することができ、また、FAXでメニューコ・ ドの一覧表を取り出すこともできます(通話料が 必要)。ぜひ、まち知るべをご利用ください。

問合せは広報課(0798・35・3487)へ

「まち知るべ」電話・FAX番号

0798 • 22 • 3456

まち知るべは、次の3つの項目について、 英語による情報提供も行っています。

Nishinomiya Telephone Guide "Machi Shirube" English Version

☎ 0798 · 22 · 5554

The Nishinomiya city provides English information on subjects listed below by voice and fax. The service is available 24 hours a day throughout the year. There is a charge for each call. To receive information, please dial 0798 · 22.5554. When you hear an introductory message and dial 7, information on the following code numbers is given. Dial an appropriate service code number for the information you would like to obtain. To receive information by fax, please dial zero while listening to the message

- 100 Advice on Living in Japan
- 101 Sudden Illness and Injury
- Multilingual Information Services at the Time of Disaster

基金(078・362・940 問合せは兵庫県住宅再建共済

【負担金】年額5000円

◎住宅再建共済制度

フェニックス共済に加入を 東日本大震災から約1年4カ

ます。負担金・給付金は次のと おりです。 再建や家財の購入などを支援し 目然災害で被害を受けた住宅の ?、「フェニックス共済」は、

床上浸水…15万円

の通貨・証券等の返還について 返還対象は、①終戦後、外地か ら引き揚げてきた人が上陸港の **呪関や海運局に預けた通貨・証** ●税関が保管している引揚者 規模半壊…35万円、半壊…25万 0万円、補修…50万円~200 万円、賃貸住宅等に入居…10万 【負担金】年額1500円 【給付金】再建・購入…60 【給付金】全壊…5万円、大 6196) < 崎税関支署 家族も可。問 ◆その他

◎家財再建共済制度

地域情報は「宮っ子」から

発行しています。市内各地域の 6回、地域情報誌「宮っ子」を 編集員が独自に企画・編集して おり、 学校や自治会等の活動な 西宮コミュニティ協会は、年 458…市民協働推進課内) 会事務局(0798・35・3

問合せは西宮コミュニティ協

い。各認定証で受けられる給付 す。即日交付を希望する人は、 健康保険証と印鑑が必要です。 僚における減額認定該当者は、 については次のとおりです。 市役所本庁舎で申請してくださ 交付までに1週間程度かかりま また、各支所で申請した場合、 交付できない場合があります。 定証が必要な人は、8月1日以 認定証」、「標準負担額減額認定 **>**98⋅35⋅3120) <° 「舎

一階)、各支所で

交付申請を ※後期高齢者医療制度での医 てください。手続きには国民 翌年7月)です。 引き続き認 問合せは国民健康保険課(ロ なお、保険料の滞納があると に国民健康保険課(市役所本 の有効期限は一年間(8月 0798

高額療養費の自己負担限度額

高額療養費の自己負担限度額					
70歳未満の人					
区分	1 カ月あたりの自己負担限度額	祖 内			
上位所得者 (※ 1)	15万円(医療費が50万円を超えた場合、超過分の1%を加算)	限度額内になります			
一般	8万100円 (医療費が26万7000円 を超えた場合、超過分の1%を加算)	ます=			
住民税 非課税世帯	3万5400円	左表			

70歳以上の人					
	≅分	1 カ月あたりの自己負担限度額			
	<u>≥</u> 刀	外来(個人ごと)			
現役並み 所得者 (※2)		4万4400円	8万100円 (医療費が26 万7000円を超えた場合、 超過分の1%を加算)		
_	一般	1万2000円	4万4400円		
非住民税	区分Ⅱ	区分 I 8000円	2万4600円		
税税世帯	区分 I (※3)		1万5000円		

(※1) …基礎控除後の総所得金額等が600万円を超え

(※2) …同一世帯内に、住民税課税所得が145万円以上の70歳以上の国民健康保険被保険者がいる人。ただし、70歳以上の国民健康保険被保険者の収入合計が、2人以上の場合は520万円未満、1人の場合は383万円 未満であると申請した場合は「一般」と同様になります

引いたときに0円となる人

包括外部監査を実施

権の推進に合わせ、外部の目か 施しています。これは、地方分 専門家による包括外部監査を実 ら自治体の事務をチェックする ことで、監査機能の一層の充実 公認会計士等の外部の

本市では、平成23年6月から

全ての住宅に「住宅用火災警報 ます。設置がまだの人は、早急 器」の設置が義務付けられてい に設置しましょう。設置後は、

を図るものです。

◆官公署から

館などに預けられたもののうち 券等。返還の申し出は引揚者の 日本に送還されている通貨・証 (06.6481. 合せは神戸税関尼

ています。 ど、地域密着の情報をお届けし

隣世帯に配布しているほか、各 支所・市民サービスセンター・ 公民館、アクタ西宮ステーショ 宮っ子は、各地域の住民が近

ィ・NPO)でも見ることがで 報→参画と恊働→コミュニテ ンなどでも配布しています。ま た、市のホームページ(市政情

国民健康保険

限 度

額

標準負担 9担額減額認定証 19週月認定証

度額内になるため、限度額適用

認定証は不要です

標準負担額減額認定証

市民税非課税世帯の

般病床などに入院する場

入院時の負担を軽減

の人は、高齢受給者証の提用

※市民税課税世帯の70歳以上

示すると減額になります。

で、高額な療養を受ける時の 部負担金の支払いが自己負担限

限度額適用認定証 窓口負担を 自己負担限度額内に

国民健康保険の「限度額適用

ります。ただし、市民税非課税 負担額減額認定証」を病院に提 世帯の人が入院するとき、「標準 につき260円が患者負担にな 入院時の食事代のうちー食

ると一部負担金の支払いが自己

国民健康保険証と「限度額適用 認定証」を医療機関等に提示す

高額な療養を受けるときに、

入院する医療機関に問合せを 続く場合は、一般病床に入院す る場合と同じ負担になります。 示すると

減額になります。 八院医療の必要性の高い状態が ずれの区分に該当するかは、 ※療養病床に入院していても

(※3)…同一世帯の世帯主および国民健康保険被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し

円かかります。食事代は一食に 床)に入院する場合、食事代に 床(主に慢性期の疾患を扱う病 加え、居住費として1日320 市民税非課税世帯の人は、「標準 負担額減額認定証」を病院に提 ては420円)です。ただし、 つき460円(医療機関によっ また、65歳以上の人が療養病 市議会は8月30日~10月1日の 日程で開かれる予定です。 別配布する「西宮市議会だより」 容など概要は8月9・10日に戸 を可決するなどして、7月6日 に閉会しました。一般質問の内 .掲載します。 なお、 9月定例

 $\otimes \cdot \otimes \square \cdot \otimes \otimes \square) < \circ$ 問合せは議会事務局(079

載しています。

使用している墓所内は、使用

政情報→各種行政委員会)に掲

て」です。なお、昨年度の監査 及び事業に係る経営管理につい 団体の財務に関する事務の執行

98.32.7316) <°

今年度の監査テーマは

半年に1回は

問合せは消

1防局予防課(**07** 作動の点検を。

市営住宅入居世帯の皆さんへ

結果は、市のホームページ(市

市立墓地

の適正な管理を

提出を忘れずに 収入申告書等の

外部の目でチェック 自治体の事務を

住宅用火災警報器

 $\omega \cdot \omega \cdot \omega \omega \omega)$ 設置はお済みですか

問合せは総務課(0798 者の責任で清掃など適正な管理

墓参者に注意し、徐行運転をし 帰ってくださ をお願いします。ペットは墓地 内では放さず、フンは必ず持ち **斎園管理課** い。車の場合は、

ときなどは届け出が必要です。 てください。また、使用者の死 し、お骨の埋葬、墓の工事をする 問合せは西宮市都市整備公社 0798 . 35 .

成23年中の収入など必要事項を 8.35.3760) < ° 必ず提出してください。 ので、収入の有無にかかわらず 書いて、8月31日(必着)まで 告書などを送付しますので、平 査を行います。8月1日付で申 店舗を除く)を対象に、収入調 世帯(特別賃貸・県公社住宅・ に返送してください。 問合せは住宅家賃課(079 25年度の家賃認定に必要です 市は、市営住宅に入居中の全

◆市から 6月定例市議会は、議案11件

6月市議会が閉会

花火は場所と時間を考えて

市は、「快適な市民生活の確保に 関する条例」により、午後10時~翌 朝6時は、海岸や公園などでの打ち 上げ花火や大きな音の出る花火など を禁止しています。近隣の迷惑にな らないようルールを守りましょう。 問合せは環境学習都市推進課

 $(0798 \cdot 49 \cdot 6401) \sim$

公園利用上の注意

公園を利用するときは、次のこと に注意してください。

問合せは公園緑地課 (0798 35 · 3611) 🖴

《公園内での花火》公園でのロケッ ト花火や打ち上げ花火、爆竹など音 の出る花火は終日禁止です。花火を するときは、近隣の住民に迷惑がか からないようルールを守り、ゴミは 持ち帰りましょう。また、午後10時 以降の花火は一切禁止です。

《公園内での球技》少人数のキャッ チボールやパスなど、安全で、他の 利用者の迷惑にならないことであれ ば可能です。ただし、バットや硬い ボール(硬球・軟球・ソフトボール 等)などの使用、試合形式などは、 他の人に危険が及ぶため禁止です。